

## 目 次

## 条 例

津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
津市農業共済条例の一部を改正する条例  
津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
津市立学校設置条例の一部を改正する条例  
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 規 則

津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

## 訓 令

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

## 告 示

認可地縁団体の告示事項の変更  
道路の区域変更  
国民健康保険被保険者証の無効  
町及び字の区域変更  
町の区域変更  
街区の区域変更  
予算の公表  
表に係る共済掛金率

## 公 告

開発行為に関する工事の完了  
開発行為に関する工事の完了  
犬の抑留  
犬の抑留  
事後審査型条件付一般競争入札の執行  
開発行為に関する工事の完了  
犬の抑留  
犬の抑留  
公共下水道事業に係る負担区  
農業の振興に関する計画の変更  
表に係る農作物共済の共済金及び減収量  
水稲の共済金の支払額等

## 教育委員会告示

教育委員会の招集

## 水道局公告

事後審査型条件付一般競争入札の執行

## 消防本部訓令

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

津市長 松田直久

### 津市条例第36号

津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

津市長 松田直久

### 津市条例第37号

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表中

津市太郎生保育園	津市美杉町太郎生2108番地1	45人
津市多気保育園	津市美杉町下多気2883番地	20人
津市八幡保育園	津市美杉町川上345番地	20人

を

「津市太郎生保育園 津市美杉町太郎生2108番地1 45人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

津市長 松田直久

### 津市条例第38号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「5月20日」を「4月20日」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「12月20日」を「11月20日」に改める。

第34条第1号中「7月10日」を「6月20日」に改め、同条第2号から第6号までの規定中「2月20日」を「1月20日」に改める。

第35条第1項中「規定する者」の次に「（法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、規則第47条の9において規定する者のうち、その者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を原則として過去5年間において法第150条の3の5第2項において読み替えて準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。）」を加え、「水稻については甲、麦については甲」を「甲」に改め、同項の表を次のように改める。

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種別		共済金額
水稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30 100分の40 100分の50	甲
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20 100分の30 100分の40	乙
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10 100分の20 100分の30	丙
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90 100分の80 100分の70	丁
麦1類、麦2類、 麦3類、麦4類 及び麦5類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30 100分の40 100分の50	甲
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20 100分の30 100分の40	乙
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10 100分の20 100分の30	丙
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90 100分の80 100分の70	丁

甲は、当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量（第38条第3項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）に、上の表の中欄に掲げる割合から、農作物共済加入者が選択した割合ごとに、100分の30の場合にあっては100分の70、100分の40の場合にあっては100分の60、100分の50の場合にあっては100分の50をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、農作物共済加入者が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該農作物共済加入者に適用する割合は、100分の70とする。

乙は、農作物共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、当該農作物共済加入者が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの

基準収穫量の合計に、上の表の中欄に掲げる割合から、農作物共済加入者が選択した割合ごとに、100分の20の場合にあっては100分の80、100分の30の場合にあっては100分の70、100分の40の場合にあっては100分の60をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、農作物共済加入者が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該農作物共済加入者に適用する割合は、100分の80とする。

丙は、農作物共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、当該農作物共済加入者が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物共済の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計に、上の表の中欄に掲げる割合から農作物共済加入者が選択した割合ごとに、100分の10の場合にあっては100分の90、100分の20の場合にあっては100分の80、100分の30の場合にあっては100分の70をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、農作物共済加入者が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該農作物共済加入者に適用する割合は、100分の90とする。

丁は、農作物共済加入者ごとに、基準生産金額に100分の60を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額に、上の表の中欄に掲げる割合から、農作物共済加入者が選択した割合ごとに、100分の90の場合にあっては100分の90、100分の80の場合にあっては100分の80、100分の70の場合にあっては100分の70に相当する金額（以下「特定農作物共済限度額」という。）をそれぞれ超えない範囲内において、当該農作物共済加入者が申し出た金額とする。

なお、農作物共済加入者が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合又は金額について申出をしなかったときは、当該農作物共済加入者に適用する割合は100分の90とし、当該農作物共済加入者に係る金額は、基準生産金額に当該割合又は当該農作物共済加入者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

第35条第5項中「5月31日」を「4月30日」に改める。

第38条第1項の表を次のように改める。

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種別		共済金
水稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30 100分の40 100分の50	甲
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20 100分の30 100分の40	乙
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10 100分の20 100分の30	丙
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90 100分の80 100分の70	丁
麦1類、麦2類、 麦3類、麦4類 及び麦5類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30 100分の40 100分の50	甲
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20 100分の30 100分の40	乙
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10 100分の20 100分の30	丙
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90 100分の80 100分の70	丁

甲は、当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により発芽せず、又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第109条第1項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が、上の表の中欄に掲げる割合のうち第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において本市が定めた割合ごとに、その基準収穫量の、100分の30の場合にあつては100分の30を、100分の40の場合にあつては100分の40を、100分の50の場合にあつては100分の50をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項甲の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当



する数を乗じて得た金額に相当する金額とする。

乙は、農作物共済加入者ごとに、当該農作物共済加入者が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった耕地については、その差し引いて得た数量を、法第109条第1項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が、上の表の中欄に掲げる割合のうち第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において本市が定めた割合ごとに、当該耕地ごとの基準収穫量の合計の、100分の20の場合にあっては100分の20を、100分の30の場合にあっては100分の30を、100分の40の場合にあっては100分の40をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項乙の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額とする。

丙は、農作物共済加入者ごとに、共済事故による当該共済目的の減収量（当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年における当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった耕地については、その差し引いて得た数量を、法第109条第3項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が、上の表の中欄に掲げる割合から第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において本市が定めた割合ごとに、当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の、100分の10の場合にあっては100分の10を、100分の20の場合にあっては100分の20を、100分の30の場合にあっては100分の30をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項丙の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額とする。

丁は、農作物共済加入者ごとに、共済事故による当該共済目的の種類等たる農作物の減収又は品質の低下（農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に

係る農作物の収穫量にその年における当該農作物共済加入者の収穫に係る農作物の品質の程度に応じ規則第47条の8第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないものに限る。)がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従い認定された当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定農作物共済限度額に達しない場合に、その特定農作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

第38条第2項を次のように改める。

2 前項の表の乙又は丙を共済金とする農作物共済にあっては、農作物共済加入者ごとに、同項の規定により共済金が支払われない場合又は第1号若しくは第2号に掲げる金額が同項の規定を適用して算定して得た金額を超える場合であって、当該農作物共済加入者が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「農作物収穫皆無耕地」という。）があるときは、同項の規定にかかわらず、第1号又は第2号に掲げる金額に相当する金額を共済金として支払うものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において本市が定めた割合に応じ、第35条第1項乙の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に、100分の70（第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった農作物収穫皆無耕地については、法第150条の5第1号の農林水産大臣が定める割合）を乗じて得た金額に、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額

第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において本市が定めた割合	率
100分の20	1
100分の30	7分の6
100分の40	7分の5

(2) 次の表の左欄に掲げる第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において本市が定めた割合に応じ、第35条第1項丙の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に、100分の70（第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった農作物収穫皆無耕地については、法第150条の5第1号の農林水産大臣が定める割合）を乗じて得た金額に、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額

第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において本市が定めた割合	率
100分の10	1
100分の20	7分の6
100分の30	7分の5

第38条第3項中「及び乙」を「、乙及び丙」に改め、同条第4項中「丙」を「丁」に改める。

第41条中「又は100分の40」を「、100分の40又は100分の50」に、「100分の10又は100分の20」を「100分の20、100分の30又は100分の40」に、「第38条第1項丙」を「同項丙に規定する割合から農作物共済加入者が選択した割合又は同項において本市が定めた割合ごとに、第38条第1項丙の減収量が同項丙の基準収穫量の合計のそれぞれ100分の10、100分の20又は100分の30を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第35条第1項丁に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、第38条第1項丁」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第35条関係）

農作物共済の共済金額表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種別	法第107条第4項の規定による危険段階別	単位当たり共済金額	
水稻	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち最高額のものと同額	
		1		危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者
		2		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者
		3		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者
		4		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者
		5		要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者
	100分の40	1	平成18年産の水稻より新しく加入する農作物共済加入者	
		1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上

			10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	同上
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	
	100分の50	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	同上
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	
法第106条第1項第	100分の20	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	

2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	同上
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	
	100分の30	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
		平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者		

	100分の40	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	
法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満	



		の農作物共済加入者	
		平成18年産の水稻より新しく加入する農作物共済加入者	
100分の20	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
	5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
		平成18年産の水稻より新しく加入する農作物共済加入者	
100分の30	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	

			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
				平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	
表1 類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	同上
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	
				平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	
		100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	同上
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	

		4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	
			平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	
	100分の50	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	
			平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	
法第106条第1項第2号に規定する金	100分の20	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	
		2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	

額を 共済 金額 とする 農 作物 共済		3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	同上
		4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	
			平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	
100分の 30		1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	
			平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	
100分の 40		1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	

		2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	同上
		3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	
			平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	
法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	
			平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	

100分の 20	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	同上
	2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	
	3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	
	4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	
	5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	
		平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	
100分の 30	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	同上
	2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	
	3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	
	4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	
	5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農	

				作物共済加入者	
				平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	
麦2類、 麦3類、 麦4類及 び麦類5類	法第106条	100分の30			同上
	第1項第1号	100分の40			同上
	に規定する金額を共済額とする農作物共済	100分の50			同上
	法第106条	100分の20			同上
	第1項第2号	100分の30			同上
	に規定する金額を共済額とする農作物共済	100分の40			同上
	法第106条	100分の10			同上
	第1項第3号	100分の20			同上
	に規定する金額を	100分の30			同上

共済 金額 とする 農作物 共済				
------------------------------	--	--	--	--



別表第2（第36条関係）

農作物共済の共済掛金率表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種別	法第107条第4項の規定による危険段階別	共済掛金率	農家負担共済掛金率	
水稻	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1 危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	% 2.657	% 1.328500
			2 要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	1.361	0.680500
			3 要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	1.023	0.511500
			4 要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.910	0.455000
			5 要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.886	0.443000
			平成18年産の水稻より新しく加入する農作物共済加入者	0.979	0.489500
		100分の40	1 要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	1.645	0.822500
			2 要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上	0.842	0.421000

			10.0%未満の農作物共済加入者		
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.633	0.316500
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.563	0.281500
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.548	0.274000
			平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	0.606	0.303000
	100分の50	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	1.023	0.511500
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.524	0.262000
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.394	0.197000
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.350	0.175000
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.341	0.170500
			平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	0.377	0.188500
法第106条第1	100分の20	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上	3.596	1.798000

項第 2号 に規 定す る金 額を 共済 金額 とす る農 作物 共済		の農作物共済加入者		
	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	1.842	0.921000
	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	1.385	0.692500
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	1.232	0.616000
	5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	1.199	0.599500
		平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	1.325	0.662500
100 分の 30	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	1.365	0.682500
	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.699	0.349500
	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.526	0.263000
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.468	0.234000
	5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.455	0.227500
		平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	0.503	0.251500

100分の40	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.649	0.324500	
	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.332	0.166000	
	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.250	0.125000	
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.222	0.111000	
	5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.216	0.108000	
		平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	0.239	0.119500	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	7.179
	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	3.677	1.838500	
	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	2.764	1.382000	
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	2.459	1.229500	
	5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未	2.394	1.197000	

		満の農作物共済加入者		
		平成18年産の水稻より新しく加入する農作物共済加入者	2.645	1.322500
100 分の 20	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	2.459	1.229500
	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	1.260	0.630000
	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.947	0.473500
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.842	0.421000
	5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.820	0.410000
			平成18年産の水稻より新しく加入する農作物共済加入者	0.906
100 分の 30	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.673	0.336500
	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.345	0.172500
	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.259	0.129500
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.231	0.115500

		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.224	0.112000
			平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	0.248	0.124000
法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	7.542	3.771000
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	3.863	1.931500
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	2.904	1.452000
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	2.583	1.291500
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	2.515	1.257500
			平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	2.779	1.389500
	100分の80	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	2.584	1.292000
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	1.323	0.661500
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.995	0.497500
		4	要領により算出した平成9年	0.885	0.442500

			産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者		
			5 要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.862	0.431000
			平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	0.952	0.476000
	100分の70	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.722	0.361000
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.370	0.185000
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.278	0.139000
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.247	0.123500
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.241	0.120500
			平成18年産の水稲より新しく加入する農作物共済加入者	0.266	0.133000
表1類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済	100分の30	1 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	10.690	5.024300
			2 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	8.317	3.908990
			3 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の	7.226	3.396220

金額とする農作物共済		被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者		
	4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	5.965	2.803550
	5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	5.345	2.512150
		平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	7.378	3.467660
100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	7.528	3.605912
	2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	5.857	2.805503
	3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	5.089	2.437631
	4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	4.201	2.012279
	5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	3.764	1.802956
		平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	5.196	2.488884
	100分の50	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	4.906
2		要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上	3.817	1.885598



			20.0%未満の農作物共済加入者			
		3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	3.316	1.638104	
		4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	2.738	1.352572	
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	2.453	1.211782	
			平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	3.386	1.672684	
法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	11.099	5.216530	
		2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	8.635	4.058450	
		3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	7.502	3.525940	
		4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	6.193	2.910710	
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	5.549	2.608030	
			平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	7.660	3.600200	
		100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	6.905	3.321305

	2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	5.373	2.584413
	3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	4.668	2.245308
	4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	3.853	1.853293
	5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	3.453	1.660893
		平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	4.766	2.292446
100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	4.211	2.105500
	2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	3.276	1.638000
	3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	2.846	1.423000
	4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	2.349	1.174500
	5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	2.105	1.052500
		平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	2.906	1.453000

法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	15.792	7.327488
		2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	12.286	5.700704
		3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	10.674	4.952736
		4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	8.812	4.088768
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	7.896	3.663744
			平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	10.899	5.057136
		100分の20	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	10.402
	2		要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	8.093	3.811803
	3		要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	7.031	3.311601
	4		要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	5.804	2.733684
	5		要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の	5.201	2.449671

		被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者		
		平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	7.179	3.381309
100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	6.511	3.144813
	2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	5.066	2.446878
	3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	4.401	2.125683
	4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	3.633	1.754739
	5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	3.256	1.572648
		平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	4.494	2.170602
法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共	100分の90	1 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	16.365	7.576995
		2 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	12.733	5.895379
		3 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	11.062	5.121706
		4 要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上	9.132	4.228116

		5.0%未満の農作物共済加入者		
	5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	8.183	3.788729
		平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	11.295	5.229585
100 分の 80	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	12.113	5.668884
	2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	9.424	4.410432
	3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	8.188	3.831984
	4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	6.759	3.163212
	5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	6.056	2.834208
		平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	8.360	3.912480
100 分の 70	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の農作物共済加入者	9.072	4.300128
	2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の農作物共済加入者	7.058	3.345492
	3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の農作物共済加入者	6.132	2.906568

			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の農作物共済加入者	5.062	2.399388
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の農作物共済加入者	4.536	2.150064
				平成19年産の麦より新しく加入する農作物共済加入者	6.261	2.967714
表2類、 表3類、 表4類及び 表5類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30			7.378	3.467660
		100分の40			5.196	2.488884
		100分の50			3.386	1.672684
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20			7.660	3.600200
		100分の30			4.766	2.292446
		100分の40			2.906	1.453000

法第 106条 第1 項第 3号 に規 定す る金 額を 共済 金額 とす る農 作物 共済	100 分の 10			10.899	5.057136
	100 分の 20			7.179	3.381309
	100 分の 30			4.494	2.170602
法第 150条 の3 の3 第1 項に 規定 する 金額 を共 済金 額と する 農作 物共 済	100 分の 90			11.295	5.229585
	100 分の 80			8.360	3.912480
	100 分の 70			6.261	2.967714

## 附 則

この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行し、改正後の津市農業共済条例の規定は、水稻については平成21年産のものから、麦については平成22年産のものから適用し、平成21年産の麦については、なお従前の例による。



津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

津市長 松田直久

### 津市条例第39号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表第1南部分担区の項の次に次のように加える。

一志第2処理分区第1分担区	384円
一志第3-2処理分区第1分担区	384円
一志第3-3処理分区第1分担区	384円
一志第4-1処理分区第1分担区	384円
白山第1処理分区第1分担区	384円
白山第2処理分区第1分担区	384円

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

津市長 松田直久

#### 津市条例第40号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成18年津市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

「	津市立美杉東小学校	津市美杉町八知5864番地	」	
	津市立太郎生小学校	津市美杉町太郎生2128番地1		を
	津市立美杉南小学校	津市美杉町奥津1025番地		」
「	津市立太郎生小学校	津市美杉町太郎生2128番地1	」	
	津市立美杉小学校	津市美杉町奥津1025番地		に

改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

津市長 松田直久

#### 津市条例第41号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

津市長 松田直久

#### 津市規則第64号

津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(津市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の育児休業等に関する規則(平成18年津市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「津市公益法人等への職員の派遣に関する条例」を「津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(津市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第2条 津市公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成18年津市規則第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第1条中「津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第3条 津市職員の給与の支給に関する規則(平成18年津市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第7条第3項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第18条第6号中「公益法人等無給派遣職員」を「公益的法人等無給派遣職員」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第24条第2項第2号、第30条第3号及び第34条第2項第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

(平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第4条 平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年津市規則第271号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号オ中「津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第7号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第4条第1項第2号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

津市長 松田直久

#### 津市規則第65号

津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成18年津市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表広聴費の項を次のように改める。

広報広聴費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費並びに会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費（広報紙、印刷費、送料、会場費、茶菓子代等）
-------	---

第9号様式（裏）中「広聴費」を「広報広聴費」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正後の津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に締結する支出の原因となる契約その他の行為に係る政務調査費について適用し、同日前に締結した支出の原因となる契約その他の行為に係る政務調査費については、なお従前の例による。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

津市長 松田直久

#### 津市規則第66号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第28条中「条例第4条に規定する出産育児一時金」を「出産育児一時金」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第4条に規定する出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という。）は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、3万円を加算する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例施行規則第28条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

津市訓令第12号

庁中一般

出先機関

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年12月24日

津市長 松田直久

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

津市職員任免事務取扱規程（平成18年津市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表派遣の項中「公益法人等への派遣」を「公益的法人等への派遣」に、「津市公益法人等への職員の派遣に関する条例」を「津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等へ派遣」を「公益的法人等へ派遣」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



津市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年河芸町告示第1141号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月16日

津市長 松田直久

1 届出者

三行自治会

津市河芸町三行1281番地2

代表者 米倉孝一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	須田純正 津市河芸町三行1223番地
変更後	米倉孝一 津市河芸町三行1281番地2

3 変更の理由

会長の任期に伴う交代

4 変更年月日

平成20年4月1日

津市告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

津市長 松田直久

路線名 3253 むつみヶ丘団地安東小学校線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市長岡町字小黒800番442地 先から 津市長岡町字小黒800番441地 先まで	旧	9.2～9.7	45.0
津市長岡町字小黒800番442地 先から 津市長岡町字小黒800番441地 先まで	新	10.8～17.2	45.0

津市告示第206号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成20年12月17日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0105784	平成20年10月1日	平成20年12月1日
9209509	平成20年10月1日	平成20年11月16日

津市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町及び字の区域を変更する。

平成20年12月24日

津市長 松田直久

1 津市あのかつ台一丁目に編入する区域

津市大里小野田町字八知780の7、780の8、河芸町南黒田字山王1079の2、1079の3、1079の5、1105、1108の5、1952の6、字内垣内1312の1、1314、1315の1、1316の1、1318の1、1321の1、1323、字元里683の2、1330、1330の1、1332の3、1335、1337、1338の15、1382の1、1386、1387の3、1387の4、1389、1396、1400、1403の2、1411の6、1411の7、1415

2 津市あのかつ台五丁目に編入する区域

津市大里小野田町字八知780の1、780の9から780の11まで、字下八知881、881の2、886の1、892、919の2、919の6から919の8まで、大里山室町字百石778の2、778の13、778の14、811の1、河芸町南黒田字山沖940、944、945、945の1、965、969の1、972の1、972の15、974、974の1、975、981、982の1、985、987、988の1、988の2、997、997の1、997の3、1001の3、1001の7、1002、字山王1055の1、1056の1、1069の1、1070の1、1074、1078、1079の1、1079の4、1081の2

津市告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を変更する。

平成20年12月24日

津市長 松田直久

津市高茶屋一丁目に編入する区域

津市高茶屋四丁目1152の5及びこれに隣接する道路である公有地の全部

津市告示第209号

津市住居表示に関する条例（昭和40年津市条例第15号）第5条の規定に基づき、高茶屋一丁目及び四丁目の街区の区域を変更し、次のように定める。

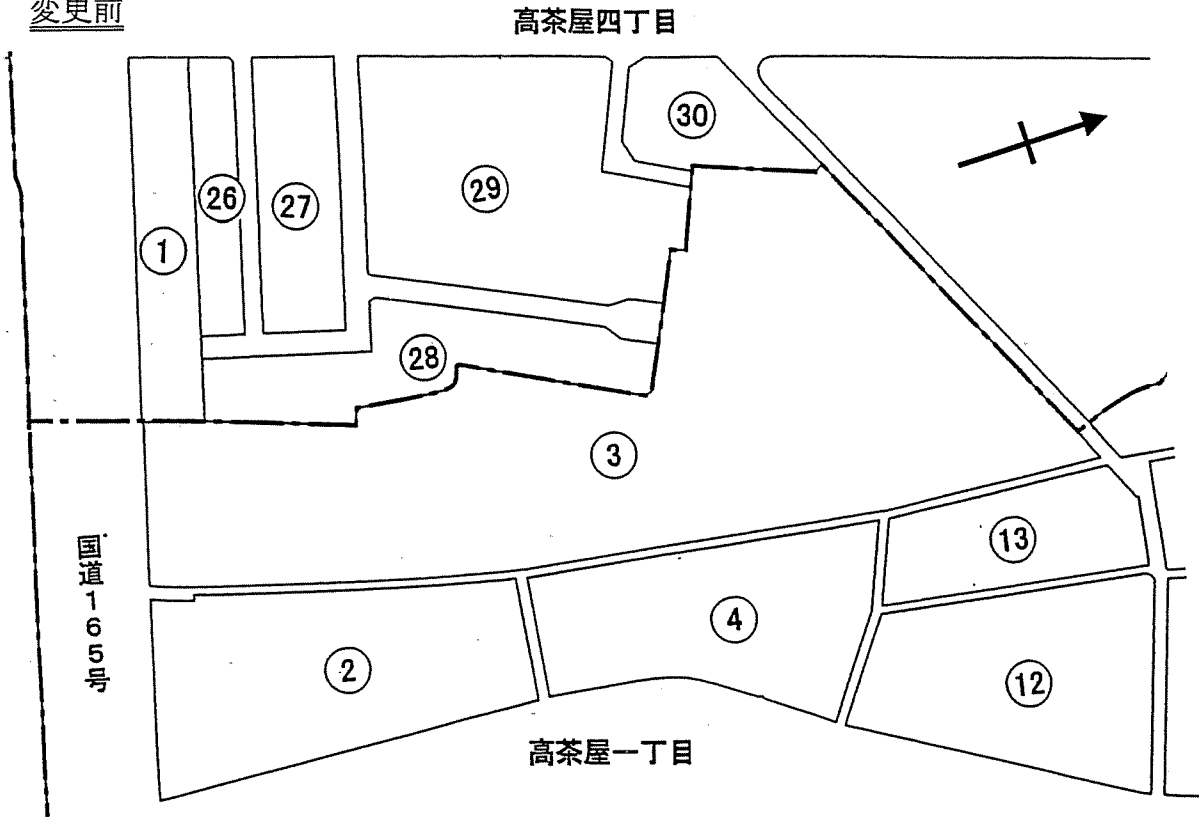
平成20年12月24日

津市長 松田直久

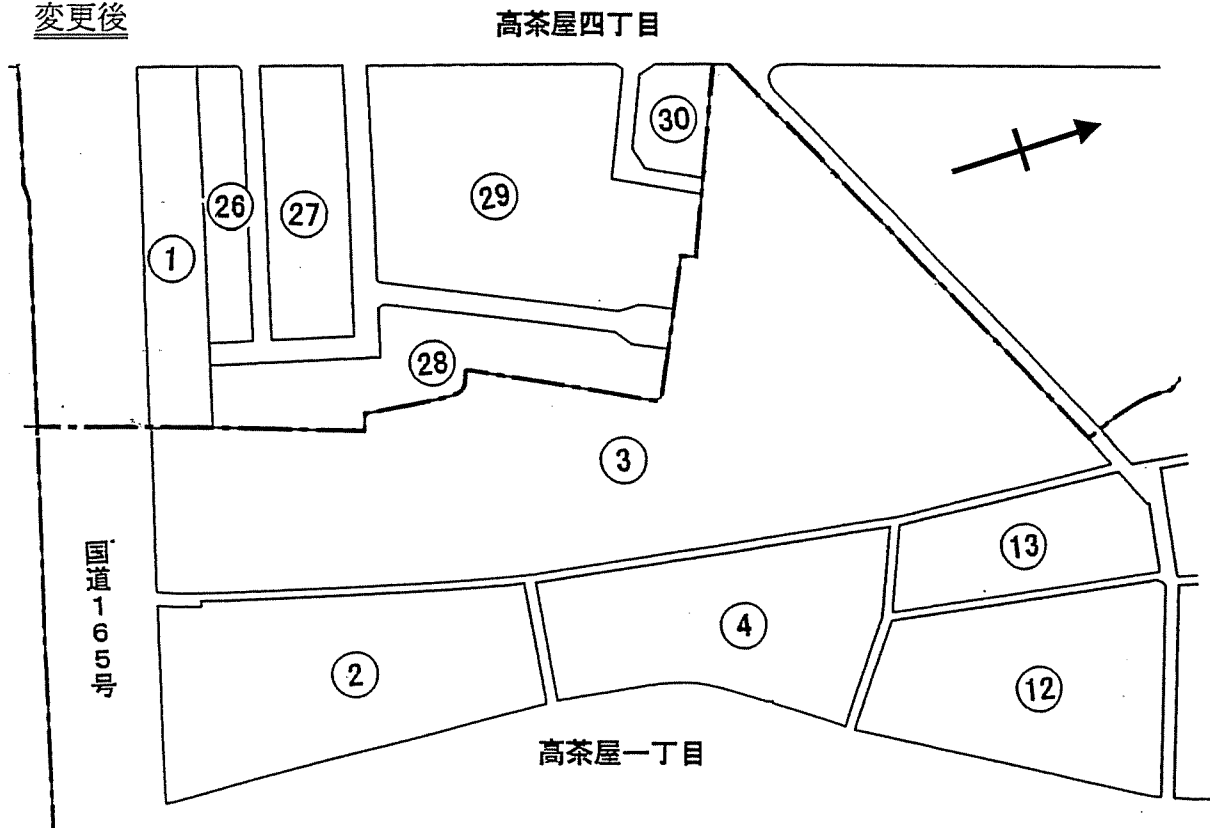
- 1 変更区域（別図のとおり）  
高茶屋一丁目3番街区及び高茶屋四丁目30番街区
- 2 実施期日  
平成20年12月24日
- 3 実施方法  
街区方式

高茶屋一丁目及び高茶屋四丁目の街区の区域変更図

変更前



変更後



津市告示第210号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成20年12月22日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成20年12月25日

津市長 松田直久

- 1 平成20年10月3日に専決処分した予算  
平成20年度津市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成20年12月22日に議決を経た予算
  - （1）平成20年度津市一般会計補正予算（第5号）
  - （2）平成20年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第1号）
  - （3）平成20年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - （4）平成20年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - （5）平成20年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
  - （6）平成20年度津市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）
  - （7）平成20年度津市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
  - （8）平成20年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
  - （9）平成20年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第1号）



## 平成20年度津市一般会計補正予算（第4号）

平成20年度津市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,157,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,871,290	4,350	1,875,640
	1 分担金	83,120	4,350	87,470
15 国庫支出金		7,065,292	32,500	7,097,792
	2 国庫補助金	1,241,076	32,500	1,273,576
20 繰越金		1,538,003	10,547	1,548,550
	1 繰越金	1,538,003	10,547	1,548,550
22 市債		9,199,600	13,000	9,212,600
	1 市債	9,199,600	13,000	9,212,600
歳入合計		97,097,038	60,397	97,157,435

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 災害復旧費			60,397	60,397
	2 農林水産業施設災害復旧費		60,397	60,397
歳出合計		97,097,038	60,397	97,157,435

## 第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業用施設災害復旧事業	千円  13,000	証書借入 又 証券発行	年4.0以内 % (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	25か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金につ いてはその融資条件により、銀行その他 の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。

## 平成20年度津市一般会計補正予算（第5号）

平成20年度津市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,114,915千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,272,350千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用する

ことができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 松田直久

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 地方特例交付金		503,537	29,407	532,944
	3 地方税等減収補てん臨 時 交 付 金		29,407	29,407
11 地方交付税		15,132,570	36,217	15,168,787
	1 地方交付税	15,132,570	36,217	15,168,787
13 分担金及び負担金		1,875,640	2,807	1,878,447
	1 分 担 金	87,470	2,807	90,277
15 国庫支出金		7,097,792	219,108	7,316,900
	1 国庫負担金	5,739,445	67,171	5,806,616
	2 国庫補助金	1,273,576	151,937	1,425,513
16 県支出金		4,940,913	28,917	4,969,830
	1 県負担金	2,661,318	9,159	2,670,477
	2 県補助金	1,432,413	19,186	1,451,599
	3 委 託 金	847,182	572	847,754
17 財産収入		227,410	20,457	247,867
	1 財産運用収入	172,746	20,457	193,203
19 繰入金		5,464,981	60	5,465,041
	2 基金繰入金	5,464,381	60	5,464,441
20 繰越金		1,548,550	742,080	2,290,630
	1 繰越金	1,548,550	742,080	2,290,630
21 諸収入		1,719,939	20,262	1,740,201
	5 雑 入	1,003,271	20,262	1,023,533
22 市債		9,212,600	15,600	9,228,200
	1 市 債	9,212,600	15,600	9,228,200
歳 入 合 計		97,157,435	1,114,915	98,272,350

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		578,987	130	579,117
	1 議 会 費	578,987	130	579,117
2 総 務 費		17,291,125	769,189	18,060,314
	1 総 務 管 理 費	14,680,413	855,149	15,535,562
	2 徴 税 費	1,846,871	△33,640	1,813,231
	3 戸籍住民基本台帳費	576,296	△48,730	527,566
	4 選 挙 費	57,795	2,140	59,935
	5 統 計 調 査 費	41,735	△4,850	36,885
	6 監 査 委 員 費	88,015	△880	87,135
3 民 生 費		26,485,751	88,478	26,574,229
	1 社 会 福 祉 費	13,298,272	19,882	13,318,154
	2 児 童 福 祉 費	9,573,870	△20,609	9,553,261
	3 生 活 保 護 費	3,605,057	89,205	3,694,262
4 衛 生 費		7,884,976	△82,574	7,802,402
	1 保 健 衛 生 費	1,888,537	△3,239	1,885,298
	2 斎 場 費	132,964	6,840	139,804
	3 環 境 費	648,080	△12,157	635,923
	4 清 掃 費	4,516,509	△74,018	4,442,491
6 農 林 水 産 業 費		2,954,039	△90,386	2,863,653
	1 農 業 費	2,586,885	△70,596	2,516,289
	2 林 業 費	244,739	△11,250	233,489
	3 水 産 業 費	122,415	△8,540	113,875
7 商 工 費		2,024,094	171,076	2,195,170
	1 商 工 費	2,024,094	171,076	2,195,170
8 土 木 費		12,928,701	225,792	13,154,493
	1 土 木 管 理 費	320,783	24,510	345,293
	2 道 路 橋 り よ う 費	3,204,847	△33,342	3,171,505
	3 河 川 費	657,417	4,059	661,476
	5 都 市 計 画 費	8,119,360	204,673	8,324,033
	6 住 宅 費	558,343	25,892	584,235
9 消 防 費		3,901,855	14,769	3,916,624
	1 消 防 費	3,901,855	14,769	3,916,624
10 教 育 費		9,240,779	△56,363	9,184,416
	1 教 育 総 務 費	1,755,027	△81,603	1,673,424
	2 小 学 校 費	2,896,325	△10,366	2,885,959

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 中 学 校 費	913,154	△18,451	894,703
	4 幼 稚 園 費	1,658,510	3,860	1,662,370
	5 社 会 教 育 費	1,460,750	30,924	1,491,674
	6 短 期 大 学 費	557,013	19,273	576,286
11 公 債 費		13,145,860	3,100	13,148,960
	1 公 債 費	13,145,860	3,100	13,148,960
14 災 害 復 旧 費		60,397	71,704	132,101
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		26,734	26,734
	2 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	60,397	44,970	105,367
歳 出 合 計		97,157,435	1,114,915	98,272,350

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	50,000
14 災害復旧費	1 土木施設災害復旧費	道路災害復旧事業	13,200
14 災害復旧費	1 土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	13,313
14 災害復旧費	2 農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	11,250

## 第3表 地方債補正

### 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設災害復旧事業	千円 8,500	証券借入 又は 証券発行	%	25か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
林業施設災害復旧事業	4,100		年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	

### 変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
農業用施設災害復旧事業	千円 13,000	千円 16,000



## 平成20年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,226,230千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,367,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることがで

きる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 松田直久

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競艇事業収入		千円 39,141,132	千円 2,226,230	千円 41,367,362
	1 事業収入	27,178,204	2,207,399	29,385,603
	3 財産収入	4,106	222	4,328
	4 繰越金	1	18,609	18,610
歳入合計		39,141,132	2,226,230	41,367,362

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競艇事業費		千円 38,418,416	千円 2,107,398	千円 40,525,814
	2 事業費	37,387,111	2,107,398	39,494,509
2 基金積立金		3,722	118,832	122,554
	1 基金積立金	3,722	118,832	122,554
歳出合計		39,141,132	2,226,230	41,367,362

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
G I モーターボート大賞競走開催事業	平成21年度	千円 1,600

## 平成20年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,781千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,510,783千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,445千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

# 事業勘定

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 繰入金		1,290,910	19,355	1,310,265
	1 繰入金	1,290,910	19,355	1,310,265
12 繰越金		2	12,426	12,428
	1 繰越金	2	12,426	12,428
歳入合計		27,479,002	31,781	27,510,783

### 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		417,920	19,145	437,065
	1 総務管理費	301,984	19,145	321,129
11 諸支出金		39,367	12,636	52,003
	1 償還金及び還付加算金	20,562	12,426	32,988
	2 繰出金	18,805	210	19,015
歳出合計		27,479,002	31,781	27,510,783

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 18,805	千円 210	千円 19,015
	1 事業勘定繰入金	18,805	210	19,015
4 繰越金		1	32	33
	1 繰越金	1	32	33
歳入合計		41,203	242	41,445

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 27,418	千円 △1,766	千円 25,652
	1 施設管理費	27,418	△1,766	25,652
2 医療費		12,599	2,008	14,607
	1 医療費	12,599	2,008	14,607
歳出合計		41,203	242	41,445

## 平成20年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,802,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		4,134,231	39,394	4,173,625
	1 国庫負担金	3,096,034	22,500	3,118,534
	2 国庫補助金	1,038,197	16,894	1,055,091
5 県支出金		2,641,382	19,626	2,661,008
	1 県負担金	2,557,144	11,250	2,568,394
	2 県補助金	84,238	8,376	92,614
6 財産収入		312	1,236	1,548
	1 財産運用収入	312	1,236	1,548
7 繰入金		2,733,915	42,555	2,776,470
	1 一般会計繰入金	2,733,915	42,555	2,776,470
8 繰越金		4	95,565	95,569
	1 繰越金	4	95,565	95,569
歳入合計		18,604,538	198,376	18,802,914

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		473,748	5,934	479,682
	1 総務管理費	154,646	△6,003	148,643
	2 徴収費	27,814	5,000	32,814
	4 介護認定審査会費	95,032	6,937	101,969
2 保険給付費		17,394,396	90,000	17,484,396
	2 特定入所者介護サービス等費	680,969	90,000	770,969
4 地域支援事業費		509,320	84,006	593,326
	1 介護予防事業費	157,452	67,011	224,463
	2 包括的支援事業・任意事業費	351,868	16,995	368,863
5 基金積立金		312	1,236	1,548
	1 基金積立金	312	1,236	1,548
7 諸支出金		208,023	17,200	225,223
	1 償還金及び還付加算金	208,023	17,200	225,223
歳出合計		18,604,538	198,376	18,802,914



## 平成20年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,475,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 2,418,780	千円 10,473	千円 2,429,253
	1 一般会計繰入金	2,418,780	10,473	2,429,253
歳 入 合 計		4,464,607	10,473	4,475,080

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 110,420	千円 10,473	千円 120,893
	1 総務管理費	74,477	3,973	78,450
	2 徴 収 費	35,943	6,500	42,443
歳 出 合 計		4,464,607	10,473	4,475,080

## 平成20年度津市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市の風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 20,968	千円 △1,402	千円 19,566
	1 総務管理費	20,968	△1,402	19,566
2 事業費		47,728	△306	47,422
	1 風力発電事業費	47,728	△306	47,422
4 予備費		5,697	1,708	7,405
	1 予備費	5,697	1,708	7,405
歳出合計		118,186		118,186

## 平成20年度津市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84,180千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,529,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 松田直久

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 683,000	千円 112,000	千円 795,000
	1 国庫補助金	683,000	112,000	795,000
5 繰入金		5,152,592	△84,180	5,068,412
	1 繰入金	5,152,592	△84,180	5,068,412
8 市債		5,881,500	△112,000	5,769,500
	1 市債	5,881,500	△112,000	5,769,500
歳入合計		13,614,059	△84,180	13,529,879

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 1,649,892	千円 14,050	千円 1,663,942
	1 総務管理費	1,649,892	14,050	1,663,942
2 事業費		4,081,131	△98,230	3,982,901
	1 公共下水道事業費	4,081,131	△98,230	3,982,901
歳出合計		13,614,059	△84,180	13,529,879

## 第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（汚水）	874,000
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（雨水）	237,000
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（特環）	223,000

## 第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
	千円	千円
公共下水道事業	1,977,400	1,865,400

## 平成20年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2財産収入		千円 165	千円 91	千円 256
	1財産運用収入	165	91	256
歳入合計		270,014	91	270,105

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2基金積立金		千円 165	千円 91	千円 256
	1基金積立金	165	91	256
歳出合計		270,014	91	270,105

## 平成20年度津市椋本財産区特別会計補正予算（第1号）

平成20年度津市の椋本財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		93	7	100
	1 財産運用収入	93	7	100
2 繰入金		712	24	736
	1 基金繰入金	712	24	736
3 繰越金		100	△24	76
	1 繰越金	100	△24	76
歳入合計		906	7	913

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 基金積立金		93	7	100
	1 基金積立金	93	7	100
歳出合計		906	7	913

津市告示第211号

津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第37条第2項の規定により平成21年産の麦に適用する共済掛金率等を別紙のとおり告示する。

平成20年12月25日

津市長 松田直久

別紙

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種類		法第 107 条 第 4 項の規定による危険段階別	単位当たり共済額 (円/kg)				共済掛金率	農家負担共済掛金率
				対象 農業 者耕 地	それ 以外 の耕 地	ビ ー ル 用	種 子 用		
麦 1 類	法第 106 条第 1 項 第 1 号に 規定 する 金額 を共 済金 額と する 農作 物共 済	100 分の 30	1 危険段階 基準共済 掛金設定 要領(以下 「要領」と いう。)に より算出 した平成 10 年産か ら平成 17 年産まで の麦の被 害率 20.0 % 以上の 組合員	72	46	—	144	10.690	5.024300
			2 要領によ り算出し た平成 10 年産から 平成 17 年 産までの	72	46	—	144	8.317	3.908990

			麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等						
		3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	72	46	—	144	7.226	3.396220
		4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	72	46	—	144	5.965	2.803550

			要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	72	46	—	144	5.345	2.512150
			平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	72	46	—	144	7.378	3.467660
	100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率20.0%以上の組合員	72	46	—	144	7.528	3.605912
		2	要領により算出した平成10年産から	72	46	—	144	5.857	2.805503

			平成 17 年 産までの 麦の被害 率の平均 が 12.5% 以上 20.0 %未満の組 合員等						
		3	要領によ り算出し た平成 10 年産から 平成 17 年 産までの 麦の被害 率の平均 が 5.0%以 上 12.5% 未満の組 合員等	72	46	—	144	5.089	2.437631
		4	要領によ り算出し た平成 10 年産から 平成 17 年 産までの 麦の被害 率の平均 が 2.0%以 上の組合	72	46	—	144	4.201	2.012279



			等						
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	72	46	-	144	3.764	1.0802956
			平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	72	46	-	144	5.196	2.488884
法第150条の3の第1項に規定する金額を共済金額とする	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率20.0%以上の組合員	-	-	-	-	16.365	7.576995
		2	要領により算出した平成10	-	-	-	-	12.733	5.895379

農作物共済		年産から平成17年産までの麦の被害率20.0%以上の組合員の						
	3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	-	-	-	-	11.062	5.121706
	4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合	-	-	-	-	9.132	4.228116

			員等						
		5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	-	-	-	-	8.183	3.788729
			平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	-	-	-	-	11.295	5.229585
表2類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額と	100分の30		61	39	67	122	7.378	3.467660
		100分の40		61	39	67	122	5.196	2.488884

	する 農作 物共 済								
	法第 150 条の 3の 第1 項に 規定 する 金額 を共 済金 額と する 農作 物共 済	100 分の 10		-	-	-	-	11.295	5.229585
表3 類	法第 106 条第 1項 第1 号に 規定 する 金額 を共	100 分の 30		71	45	-	107	7.378	3.467660
		100 分の 40		71	45	-	107	5.196	2.488884

	済金額とする農作物共済								
	法第150条の3の第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10		-	-	-	-	11.295	5.229585
表4類	法第106条第1項第1号に規定する	100分の30		72	52	-	144	7.378	3.467660
		100分の40		72	52	-	144	5.196	2.488884

	金額を共済金額とする農作物共済								
	法第150条の3の第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10		-	-	-	-	11.295	5.229585
表5類	法第106条第30	100分の30		-	-	-	-	7.378	3.467660

1項 第1 号に 規定 する 金額 を共 済金 額と する 農作 物共 済	100 分の 40		-	-	-	-	5.196	2.488884
法第 150 条の 3の 第1 項に 規定 する 金額 を共 済金 額と する 農作 物共 済	100 分の 10		-	-	-	-	11.295	5.229585

注 対象農業者耕地とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金に関

する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき同法第 3 条第 1 項第 2 号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第 2 条第 2 項各号に掲げる要件に該当する者が耕作の業務を営む耕地をいい、その他とは、それ以外の者が耕作の業務を営む耕地をいう。



津市公告第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年12月16日

津市長 松田直久

1 工事完了年月日

平成20年12月5日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市夢が丘一丁目、夢が丘二丁目、一身田大古曾字奥池ノ下、長谷池ノ面、山ノ口（6-2工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市栄町一丁目891

日本勤労者住宅協会（業務取扱団体）三重県労働者住宅生活協同組合  
理事長 中居 信明

津市栄町一丁目891

三重県労働者住宅生活協同組合 理事長 中居 信明

津市大倉19-1

日本土建株式会社 取締役社長 田村 欣也

津市公告第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年12月16日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成20年12月8日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市藤方字中堰東662ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市藤方1096  
飯田 麻記子

津市公告第194号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年12月16日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年12月12日
- 2 抑留期間 平成20年12月19日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 久居一色町	雑種	白茶	オス	中	91日 以上	黄色の首輪
2	津市 島崎町	ダルメシア ン	白黒	オス	中	91日 以上	赤色の首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第195号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年12月18日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年12月16日
- 2 抑留期間 平成20年12月24日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	白茶	オス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第196号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年12月24日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

420122401

公 告 日	平成20年12月24日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成20年度北道維第33号 半田字長峯地内道路復旧(地盤改良)工事			
工 事 場 所	津市 半田字長峯	地内		
工 事 概 要	薬液注入工(二重管ストレーナ工法) 240本 側溝工(U型300) 27.5m アスファルト舗装工 290m <sup>2</sup>			
工 期	契約締結の日から <b>平成21年3月24日</b> まで			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	工事種別	過去5年間の官公庁元請実績で以下のとおり	
		地盤改良工事	とび・土工・コンクリート工事で発注された薬液注入工法による地盤改良工事(土木一式工事などに含まれるものは除く)	
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	年平均完成工事高を有すること(審査基準日:平成18年10月1日~平成19年9月30日)			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成21年1月9日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成21年1月9日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る)		
	提出期限	<b>平成21年1月9日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>平成21年1月14日 午前10時00分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>19,307,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

津市公告第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年12月24日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成20年12月16日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市大園町59-1ほか1筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市広明町418-1  
（株）トップハウス  
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第198号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年12月24日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年12月19日
- 2 抑留期間 平成21年1月5日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美杉町石名原	雑種	白茶	メス	中	91日 以上	茶色の首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192



津市公告第199号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年12月25日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成20年12月22日

2 抑留期間 平成21年1月6日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町椋本	G・レトリ バー	茶	メス	大	91日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第200号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年1月1日津市条例第202号）第3条第2項の規定により、負担区の名称、区域及び地積を次のとおり公告します。

平成20年12月26日

津市長 松田直久

負担区の名称	区域	地積
一志第2処理分区 第1分担区	一志町井生の一部 一志町大仰の一部 一志町井関の一部	147,300 平方メートル
一志第3-2処理分区 第1分担区	一志町高野の一部 一志町田尻の一部	47,900 平方メートル
一志第3-3処理分区 第1分担区	一志町井関の一部 一志町高野の一部 一志町田尻の一部	237,900 平方メートル
一志第4-1処理分区 第1分担区	一志町虹が丘の一部	180,800 平方メートル
白山第1処理分区 第1分担区	白山町川口の一部	137,200 平方メートル
白山第2処理分区 第1分担区	白山町川口の一部	183,300 平方メートル

津市公告第201号

津市地域の農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号のロの規定により公告し、当該地域の農業の振興に関する計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、同規定により、当該地域の農業の振興に関する計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

平成20年12月26日

津市長 松田直久

1 地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間及び時間

平成20年12月26日から平成21年1月26日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）

2 地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所

津市農林水産部農林水産政策課（津市役所庁舎6階）

3 意見書の提出方法先及び提出先

意見は書面によるものとし、次の提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより受け付けます。

（提出先）

津市農林水産部農林水産政策課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

メールアドレス 229-3171@city.tsu.lg.jp

津市公告第202号

平成20年産麦に係る農作物共済（災害収入共済方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を別紙のとおり公表します。

平成20年12月26日

津市長 松田直久

平成20年産麦共済（災害収入共済方式）共済金支払額及び  
減収量等地域別一覧

所在地		減収量	共済金 支払額	支払期日	支払方法
津市 安東	櫛形	kg 25,667	円 890,768	平成20年11月28日	口座振込
津市 安濃	村主	5,519	185,699		
津市 美里	辰水	1,409	8,801		
津市 美里	辰水	2,052	63,966		
津市 一志	大井	59,892	2,585,312		
計		94,539	3,734,546		

津市公告第203号

平成20年産水稻に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定しましたので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を別紙のとおり公表します。

平成20年12月26日

津市長 松田直久

平成20年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
旧津	268,995	1,185	平成20年12月22日	口座振込
栗真	25,651	113	平成20年12月22日	口座振込
神戸	1,413,756	6,228	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	46,762	206	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	233,583	1,029	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	13,393	59	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	71,505	315	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	78,542	346	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	27,467	121	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	22,246	98	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	12,939	57	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	23,835	105	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	6,583	29	平成20年12月22日	口座振込
櫛形	23,381	103	平成20年12月22日	口座振込
片田	17,479	77	平成20年12月22日	口座振込
片田	111,230	490	平成20年12月22日	口座振込
片田	40,633	179	平成20年12月22日	口座振込
芸濃町 明	36,547	161	平成20年12月22日	口座振込
芸濃町 安西	23,608	104	平成20年12月22日	口座振込
芸濃町 雲林院	14,755	65	平成20年12月22日	口座振込
芸濃町 雲林院	9,534	42	平成20年12月22日	口座振込
安濃町 草生	286,474	1,262	平成20年12月22日	口座振込
安濃町 草生	32,688	144	平成20年12月22日	口座振込
安濃町 草生	376,820	1,660	平成20年12月22日	口座振込
安濃町 村主	1,362	6	平成20年12月22日	口座振込
安濃町 村主	101,469	447	平成20年12月22日	口座振込
美里町 長野	1,135	5	平成20年12月22日	口座振込
美里町 長野	3,859	17	平成20年12月22日	口座振込
美里町 辰水	3,405	15	平成20年12月22日	口座振込
美杉町 八知①	117,132	516	平成20年12月22日	口座振込
美杉町 太郎生(上)	28,148	124	平成20年12月22日	口座振込

平成20年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
美杉町 太郎生(中)	55,388	244	平成20年12月22日	口座振込
美杉町 太郎生(中)	11,350	50	平成20年12月22日	口座振込
美杉町 伊勢地②	35,412	156	平成20年12月22日	口座振込
美杉町 多気(上多気)	20,657	91	平成20年12月22日	口座振込
美杉町 下之川	19,295	85	平成20年12月22日	口座振込
美杉町 下之川	6,129	27	平成20年12月22日	口座振込
美杉町 下之川	60,609	267	平成20年12月22日	口座振込
美杉町 下之川	15,890	70	平成20年12月22日	口座振込
白山町 家城	94,886	418	平成20年12月22日	口座振込
白山町 家城	39,725	175	平成20年12月22日	口座振込
白山町 家城	119,175	525	平成20年12月22日	口座振込
白山町 家城	34,050	150	平成20年12月22日	口座振込
白山町 家城	173,428	764	平成20年12月22日	口座振込
白山町 大三	77,634	342	平成20年12月22日	口座振込
白山町 大三	242,890	1,070	平成20年12月22日	口座振込
白山町 大三	73,548	324	平成20年12月22日	口座振込
白山町 大三	46,762	206	平成20年12月22日	口座振込
白山町 大三	80,131	353	平成20年12月22日	口座振込
白山町 大三	46,762	206	平成20年12月22日	口座振込
白山町 倭	26,105	115	平成20年12月22日	口座振込
白山町 倭	41,314	182	平成20年12月22日	口座振込
白山町 倭	39,044	172	平成20年12月22日	口座振込
白山町 倭	78,996	348	平成20年12月22日	口座振込
白山町 倭	9,307	41	平成20年12月22日	口座振込
白山町 八ツ山	36,320	160	平成20年12月22日	口座振込
白山町 八ツ山	24,970	110	平成20年12月22日	口座振込
白山町 八ツ山	4,994	22	平成20年12月22日	口座振込
一志町 大井	665,110	2,930	平成20年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	40,860	180	平成20年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	50,394	222	平成20年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	21,565	95	平成20年12月22日	口座振込



平成20年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
一志町 波瀬	66,057	291	平成20年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	38,817	171	平成20年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	37,682	166	平成20年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	12,258	54	平成20年12月22日	口座振込
一志町 川合	7,037	31	平成20年12月22日	口座振込
一志町 川合	15,663	69	平成20年12月22日	口座振込
一志町 川合	27,013	119	平成20年12月22日	口座振込
一志町 川合	31,326	138	平成20年12月22日	口座振込
一志町 川合	111,911	493	平成20年12月22日	口座振込
一志町 川合	19,976	88	平成20年12月22日	口座振込
一志町 川合	42,676	188	平成20年12月22日	口座振込
一志町 川合	154,814	682	平成20年12月22日	口座振込
一志町 川合	782,923	3,449	平成20年12月22日	口座振込
一志町 高岡	897,785	3,955	平成20年12月22日	口座振込
一志町 高岡	8,399	37	平成20年12月22日	口座振込
一志町 高岡	8,399	37	平成20年12月22日	口座振込
旧久居	90,119	397	平成20年12月22日	口座振込
久居 戸木	14,301	63	平成20年12月22日	口座振込
久居 七栗	64,695	285	平成20年12月22日	口座振込
久居 稲葉	132,114	582	平成20年12月22日	口座振込
久居 稲葉	93,978	414	平成20年12月22日	口座振込
久居 稲葉	322,794	1,422	平成20年12月22日	口座振込
久居 榊原	35,185	155	平成20年12月22日	口座振込
久居 榊原	153,225	675	平成20年12月22日	口座振込
久居 榊原	401,109	1,767	平成20年12月22日	口座振込
久居 榊原	8,853	39	平成20年12月22日	口座振込
久居 榊原	20,203	89	平成20年12月22日	口座振込
久居 榊原	35,639	157	平成20年12月22日	口座振込
久居 榊原	162,532	716	平成20年12月22日	口座振込
久居 榊原	51,529	227	平成20年12月22日	口座振込
久居 須ヶ瀬	12,485	55	平成20年12月22日	口座振込

平成20年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
久居 須ヶ瀬	22,246	98	平成20年12月22日	口座振込
香良洲町	34,504	152	平成20年12月22日	口座振込
香良洲町	11,350	50	平成20年12月22日	口座振込
香良洲町	10,669	47	平成20年12月22日	口座振込
香良洲町	42,903	189	平成20年12月22日	口座振込
香良洲町	69,689	307	平成20年12月22日	口座振込
合計 99 戸	9,820,474 円	43,262 kg		

津市教育委員会告示第16号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成20年12月22日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成20年12月24日（水）午後1時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
  - (1) 津市教育振興ビジョンについて
  - (2) 津市人権教育基本方針について
  - (3) 津市生涯学習振興計画について
  - (4) 平成21年度全国学力・学習状況調査の実施について
  - (5) 就学等に関する規則の一部の改正について
  - (6) 津市通学区域審議会委員の委嘱について
  - (7) 津市立太郎生小学校の統廃合年度について
  - (8) 教育委員長の選任について

津市水道局公告第11号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年12月22日

津市水道事業管理者 平井秀次

記

別紙のとおり

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年12月22日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	<b>平成20年度 工務第60号 市内消火栓設置工事</b>			
工 事 場 所	津市 大谷町ほか4町 地内			
工 事 概 要	消火栓設置工 単口地下式 N=5箇所			
工 期	契約締結の日から <b>平成21年3月16日</b> まで			
発 注 業 種	<b>土木一式（配水管工事）</b>			
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】久居・一志	【地区】一志	【格付】B・A1・A2
		【ブロック】久居・一志	【地区】久居・白山・美杉	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	<b>同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)</b>	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者			
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成21年1月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成21年1月13日 まで		
	販 売 店	<b>(有)オグラ 津市垂水2870番地の20 TEL 059(228)9811</b>		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）		
	提 出 期 限	<b>平成21年1月13日 必着</b>		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時 及び場所	<b>平成21年1月16日 午前10時00分</b> 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	<b>3,999,000</b> 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

### 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年12月22日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成20年度 簡水第3号 下竹原簡易水道浄水場場内整備及び給水管布設工事			
工 事 場 所	津市 美杉町竹原 地内			
工 事 概 要	場内整備工 1式 給水管布設工 1式 付帯工 1式			
工 期	契約締結の日から <b>平成21年3月16日</b> まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】C・B・A1・A2
		【ブロック】久居	【地区】一志	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件	工事種別		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成21年1月13日 まで		
	閲覧場所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成21年1月13日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870番地の20 TEL 059(228)9811		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る)		
	提出期限	<b>平成21年1月13日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>平成21年1月16日 午前10時15分</b> 津市水道局 2階 入札室			
予 定 価 格	<b>10,201,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年12月22日	工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成20年度 浄水第40号 市内栓水水質自動監視装置分解修繕			
工 事 場 所	津市 高茶屋3丁目ほか4町 地内			
工 事 概 要	高茶屋出張所水質自動監視装置分解修繕 1式 白塚出張所水質自動監視装置分解修繕 1式 雲出保育園水質自動監視装置分解修繕 1式 桃園地区集会所水質自動監視装置分解修繕 1式 桃園教育集会所水質自動監視装置分解修繕 1式			
工 期	契約締結の日から <b>平成21年2月27日</b> まで			
発 注 業 種	電気			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	工事種別	過去5年間に於いて官公庁等が発注した工事（修繕を含む）で、元請として上水道施設の電気設備（水質計測機器）の製作又は据付の実績を有する者であること	
		上水道施設電気		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成21年1月13日 まで		
	閲覧場所	水道総務課		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成21年1月13日 まで		
	販売店	（有）オグラ 津市垂水2870番地の20 TEL 059(228)9811		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）		
	提出期限	<b>平成21年1月13日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時及び場所	<b>平成21年1月16日 午前10時30分</b> 津市水道局 2階 入札室			
予定価格	<b>2,849,000</b> 円（税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	無			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

津市消防本部訓令第5号

消防本部

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年12月25日

津市消防長 野 田 重 門

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防職員の任免に関する訓令（平成18年津市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2記載要領の表派遣の項中「公益法人等への派遣」を「公益的法人等への派遣」に、「津市公益法人等への職員の派遣に関する条例」を「津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。